

くらし

健康情報テレホンサービス

曜日ごとにテーマを変え、3分程度の健康・医療情報を聴くことができます。

☎ 0120-979-451 (通話無料)

11月のプログラム：

月曜日／なかなか歩かない子ども
火曜日／歯磨きが必要な理由と磨き方
水曜日／寝違えが起きたら
木曜日／膀胱がんについて
金土日／皮膚基底細胞がんとは

問合せ先：兵庫県保険医協会

☎ 078-393-1840

マイナポイント支援窓口のご案内

マイナポイントの申し込みは、パソコンやスマートフォンから誰でも簡単に行うことができますが、支援が必要な方向けの窓口を以下のとおり設置しております。

期間：R3.3/31 (水) まで

場所：市役所庁舎1階19番窓口(上下水道お客様センター横)

時間：平日 8:30～17:15

※12:00～13:00 除く

●休日開庁：11/1 (日)、21 (土)

9:00～16:00

※マイナンバーカードの申請・受け取り、電子証明書の発行・更新のために、市民課窓口も臨時開庁します。

※休日開庁日は、正面玄関は施錠しているため、庁舎東側の通用口からお入りください。

問合せ専用ダイヤル：☎④ 8737

問合せ先：産業振興課☎④ 8740

加西市子ども読書活動推進計画(第三次)案 意見募集

子どもの読書活動推進を図るための基本となる「加西市子ども読書活動推進計画(第三次)」を作成中です。本計画案について市民の皆さまからの意見を募集します。

募集期間：11/11 (水)～12/9 (水)

閲覧場所：図書館、各公民館、地域交流センター ※市ホームページでも閲覧できます。

意見提出：閲覧場所にある「意見用紙」を提出してください。

問合せ先：図書館☎④ 3722

小児インフルエンザ予防接種の一部助成について

小児インフルエンザ予防接種助成医療機関に11月より次の医療機関が追加になりました。

医療機関名	予約	電話番号
安田内科・循環器内科クリニック ※中学生のみ	有	43-7931

申込先：健康課☎④ 8723

ファミリー・サポート・センターからのお知らせ

講習会「気をつけたい冬の病気」

日時：12/11 (金)10:00～11:30

場所：アステシアかさい3階集会室

講師：健康課 保健師

対象：ファミサポ会員・子育て中の方

定員：20人(参加無料)

※無料託児あり(要予約・先着5人)

募集期間：11月30日(月)まで

申込先：ファミリーサポートセンター☎④ 0111

北播磨あつもり券 特産品販売店の追加

10月12日から高橋醤油(和泉町)で、日本酒の購入に北播磨あつもり券を使用できるようになりました。

●市内で商品券を使用できる店舗

おかい、酒のスーパー足軽加西北条店、かさい愛菜館、コタニ、ふく蔵、四季創庫モリ、ten 市外の店舗は市HPからご覧いただけます。

※商品券の使用期限は令和3年1月末まで。商品券の販売はすでに終了しています。

問合せ先：農政課☎④ 8741

期限内納付にご協力を

令和2年度国民健康保険税5期の納期限は11月30日(月)です。

問合せ先：税務課☎④ 8712

特設人権相談を開設

法務省と人権擁護委員連合会は、毎年12月10日の「世界人権宣言」採択日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、各関係機関と団体の協力を得て、広く国民に呼びかけ、人権思想の普及と高揚を図っています。同週間にあわせて「特設人権相談」を設けています。「いじめ」や「差別」、「プライバシーの侵害」などでお悩みの方は、ご相談ください。

日時：12/8 (火) 13:00～15:00

※相談無料。秘密は厳守されます。

場所：市民会館コミセン1階会議室、アステシアかさい3階会議室

問合せ先：人権推進課☎④ 8727

広告

広告

北条東こども園の民営化に向けた保護者説明会の開催

加西市立の認定こども園を民営化することで、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる仕組みの構築と、幼児期の教育・保育の質の確保・向上をめざしています。令和4年4月からの北条東こども園の民営化の準備に向けて、保護者、移管先事業者、市の三者による説明会を下記のとおり開催します。地域の皆様のご参加をお待ちしております。未就園のお子さんのご家庭もぜひご参加ください。

日時：11月13日（金） 16:30～
場所：北条東こども園 遊戯室
申込先：こども未来課 ☎ 8726

パープル・ライトアップ

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。配偶者等からの暴力、性犯罪、性暴力、セクシャルハラスメント等女性に対する暴力の根絶を訴えるものです。今年度のテーマは「性暴力をなくそう」。一人一人が性暴力について知ること、辛いことや不安なことについて一人で悩まず相談することが大切です。期間中は、アスティアかさいをパープルにライトアップします。

場所：アスティアかさい(北条鉄道側)
日時：11/12(㊦)～25(㊦) 18:00～22:00
問合せ先：ふるさと創造課 ☎ 8706

「通学定期券購入費助成制度」の申請期間再延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象者の定期券購入時期が遅れることを考慮し、令和2年度に限り「通学定期券購入費助成制度」の申請期間を令和2年11月30日まで延長します。

まだ定期券を購入されていない場合でも令和3年3月までに購入される予定がある方は、期限までに必ず申請書のご提出をお願いします。

なお、既に今年度の申請書をご提出いただいた方は、改めて提出する必要はありません。

申込・問合せ先：人口増政策課 ☎ 8700

自然災害時の賃貸住宅トラブル

【事例】

地震や台風などの自然災害によって、居住していた賃貸住宅の一部が壊れて使えなくなりました。賃貸住宅の修繕や賃料の支払いはどうなるのでしょうか。

住宅の修繕はどうなるのか？

- 修繕は原則として賃貸人の義務である。(修繕が必要でない場合と修繕が不可能な場合は、例外的に義務がありません。)
- 賃借人に責任がある場合、賃貸人に修繕義務はない。(台風時、窓を開けっ放しにしたため畳や壁紙の交換が必要になったケースなど)
- 賃貸人が修繕に応じないときは賃借人が代わりに修繕をすることができ、修繕費用を賃貸人に請求することができる。
- 修繕のために立ち退きを求められた場合は、賃借人は応じなければならない。(賃借人の賃料支払い義務はない。)
- 修繕義務を免除する「特約」は有効であり、どこまで免除されるかは総合的に判断される。(賃料がいくらか、どれほどの規模の修繕が必要かなど)

賃料の支払いはどうなるのか？

- 賃貸住宅の一部が使用できなくなった場合は、賃料の減額を求めることができる。
- 賃貸住宅の全部が使用できない場合には、賃料を支払う義務はない。
- 避難中に賃料を支払う必要があるかは、避難が自主的な判断に基づくかどうかによる。

加西市消費生活センターでは、悪質商法の被害、契約トラブル、お金のトラブルなど、専門の消費生活相談員が手助けします。困ったときは、一人で悩まず、お金を払う前にご相談ください！相談無料・秘密厳守！

問合せ先：加西市消費生活センター
 (月～金 9:00～16:30) ☎ 8739
 消費者ホットライン 188
 (局番なし 平日9:00～17:00、土日祝10:00～16:00)



広告

広告